

岩見沢市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和7年3月27日 木曜日 午後2時55分から
午後3時50分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室1・2・3

3. 出席委員

委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
委 員	森 一 男	(議席 19 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
委 員	戸 田 憲 一郎	(議席 28 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 34 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 35 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 36 番)

4. 欠席委員

委員	澁谷 豊	(議席 1 番)
委員	定塚 光 晴	(議席 4 番)
委員	東 秋 徳	(議席 6 番)
委員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
委員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
委員	井 川 和 也	(議席 20 番)
委員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議長

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第3回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号7番松田委員、8番干場委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案4件、協議案2件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号、農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

3月3日、11日、12日、13日、25日、岩見沢市議会第1回定例会本会議が開催され、私と土井局長が出席しております。

3月12日、令和7年北村農業委員OB会懇親会が開催されております。私が出席しております。

3月18日、北海道農業会議第98回総会、令和6年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が、札幌市第二水産ビルで開催されました。私と土井局長が出席しております。

3月19日、令和6年度第2回北海道農業者年金協議会理事会が、北海道自治労会館で開催されました。私が出席しております。

3月21日、第1回農地委員会を書面により、開催しております。

3月24日、いわみざわ土地改良推進事務所運営会議が、土地改良推進事務所で開催されました。私が出席しております。

3月26日、南空知農業委員会連絡協議会が、美瑛市役所で開催されました。私と土井局長が出席しております。

そして本日、第5回農政委員会、第3回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借77番外9件の賃借権の設定です。

次に、議案5ページ別紙2の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権123番外8件の所有権移転の設定です。

次に、議案6ページ別紙3の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借18番の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第23号で令和7年2月28日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号、岩見沢市農業従事者調査についてを上程いたします。

説明を求めます。

船戸係長
議長
船戸係長

議長

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

それでは、総会議案 7 ページ、報告第 3 号「岩見沢市農業従事者調査」の結果について、昨年 12 月から本年 1 月に実施した調査の結果がまとまりましたのでご報告いたします。

まず、農業従事者調査の要件といたしましては、令和 7 年 1 月 1 日現在、岩見沢市に住所を有し、岩見沢市に農地を有する経営主とその家族、または、農地所有適格法人の取締役等の役員、構成員、従業員であり、平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者として、令和 7 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上の者であること。及び、1 経営体において 30 a、3,000 m²以上の農地を耕作し、年間 60 日以上農業に従事していることを資格要件として整理いたしました。

以上の要件を満たしているか否か、提出されました調査票を農地台帳、住民基本台帳と突合し、年齢、住所地、経営農地要件等を確認して、農家戸数、法人戸数、従事者人数を確定いたしました。

それでは、確定した結果について、ご説明申し上げます。

8 ページ、別紙 1 をご覧ください。

この表は、各戸数、男女別人数について個人・法人別に昨年との対比表として記載いたしました。表に記載されている括弧内が昨年の数値です。

それでは、表の記載内容について説明いたします。

個人・法人別に見ますと、個人では戸数、人数ともに減となっておりますが、法人では増となりました。

個人の戸数は 597 戸で、27 戸の減、男性は 856 人で 32 人の減、女性は 665 人で 31 人の減、合計 1,521 人で 63 人の減となりました。

戸数、従事者人数が減となった主な理由といたしましては、経営不振や後継者不足等により、農地法第 3 条許可申請、農用地利用集積計画作成による農地の売買、貸付等で農地を処分し離農したこと、また、高齢となり農業に従事出来なくなったこと、経営を法人化したなどが原因と考えられます。

次に、法人の戸数は 140 戸で 2 戸の増、男性は 317 人で 20 人の増、女性 186 人で 2 人の増、合計 503 人で 22 人の増となっております。今回、増となった主な理由は、経営の法人化、法人への就農により農業に従事したことなどが原因と考えられます。

合計といたしまして、昨年度と比べますと、農家戸数は 25 戸の減少、従事者は男女併せて 41 人が減少している結果となりました。

また、9 ページ、別紙 2 内訳は、別紙 1 の内容を地区別に集計した表となります。この表につきまは、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

調査にあたり、農業委員の皆様には、ご協力いただきありがとうございます。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程 6、議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、総会議案 10 ページ、議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案 11 ページ、整理番号 1 番については、他の農業者に貸し付けることから解約

議 長 するもので、3月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
 本案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、
 賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 日程7、議案第2号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につい
 てを上程いたします。
 ここで、[]の議事参与を制限します。
 それでは、総会議案14ページ、整理番号18番について説明を求めます。
 米澤主査 議長、事務局主査。
 議 長 事務局主査。
 米澤主査 それでは、総会議案14ページ、別紙2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号18番
 について、先にご説明いたします。
 整理番号18番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められ
 ますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
 ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。
 次に、[]の議事参与を制限します。
 それでは、総会議案15ページ、整理番号25番について説明を求めます。
 米澤主査 議長、事務局主査。
 議 長 事務局主査
 米澤主査 続きまして、総会議案15ページ、別紙3、農地所有適格法人要件調査書の整理番号25
 番について、先にご説明いたします。
 整理番号25番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められ
 ますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。
 それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。
 米澤主査 議長、事務局主査。
 議 長 事務局主査。
 米澤主査 それでは、残りの案件につきまして、ご説明いたします。
 議案13ページ、別紙1の整理番号1番から10番、議案14ページ、別紙2の整理番号
 11番から17番、及び19番と20番、議案15ページ、別紙3の整理番号21番から2
 4番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。
 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
 議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
 日程8、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
 ここで、[]の議事参与を制限します。
 それでは、総会議案18ページ、整理番号7番について説明を求めます。
 森田係長 議長、農地係長。

議長
森田係長

農地係長。

それでは、総会議案16ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は8件で、内訳につきましては、所有権の設定が6件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件でございます。

総会議案18ページ、整理番号7番について、先にご説明いたします。

貸主は、所有する農地を賃借権の設定により自身が経営する農地所有適格法人へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は3月10日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、 [] の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、残りの案件について、説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

総会議案17ページ、整理番号1番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を後継者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

なお、申請地は3月10日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号2番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は3月10日に澁谷委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号3番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は3月10日に近藤委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号4番の譲渡人は、離れ地を処分し作業効率の合理化を図るため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は3月10日に森田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案18ページ、整理番号5番の譲渡人は、離農するため農地を近隣農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は3月10日に尾田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番6番の譲渡人は、相続した農地であり耕作困難なため、農地を近隣農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は3月10日に尾田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案19ページ、整理番号8番に記載の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は3月10日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長 第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案21ページ、賃貸借87番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業貸付タイプによる一時貸し付けで個人から農地所有適格法人への借り換えでございます。

次に、議案22ページから23ページ、賃貸借88番から89番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案26ページ、賃貸借92番について説明をお願いいたします。

長井常任副委員長。

長井副委員長 第2地区常任委員会より、賃貸借92番についてのみ、先にご説明いたします。

議案26ページ、賃貸借92番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。
長井常任副委員長は自席にお戻りください。
それでは、第2地区の残りの案件について説明をお願いいたします。
森常任委員長。

森委員長 第2地区常任委員会より、ご説明いたします。
それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議案24ページから25ページ、賃貸借90番から91番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案27ページ、賃貸借93番の貸主は、耕作不便な農地を貸し付け、農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議 長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
森常任委員長は自席にお戻りください。
次に、第3地区の説明をお願いいたします。
山田常任委員長。

山田委員長 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案28ページ、賃貸借94番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案30ページから31ページ、所有権132番から133番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議 長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
山田常任委員長は自席にお戻りください。
次に第4地区の説明をお願いいたします。
尾田常任委員長。

尾田委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案32ページ、賃貸借95番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業貸付タイプによる一時貸し付けで個人から農地所有適格法人への借り換えでございます。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
尾田常任委員長は自席にお戻りください。
次に第5地区の説明をお願いいたします。
川北常任委員長。

川北委員長 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案33ページから34ページ、使用貸借19番から20番の貸主は、後継

者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

坂野委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案35ページ、賃貸借96番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案37ページから39ページ及び44ページから45ページ、賃貸借97番から99番及び103番から104番の貸主は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案40ページ及び42ページ、賃貸借100番及び102番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案41ページ、賃貸借101番の貸主は、他産業に従事しており耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案46ページ、所有権134番の、譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案47ページ、所有権135番の、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案48ページ及び50ページ、所有権136番及び138番の譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案49ページ、所有権137番の譲渡人は、貸し付けている耕作不便の農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案51ページ、使用貸借21番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

坂野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案63ページ、賃貸借115番について説明をお願いいたします。

杉村常任副委員長。

杉村副委員長

第7地区常任委員会より、賃貸借115番についてのみ、先にご説明いたします。

議案63ページ、賃貸借115番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、荒廃防止を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。

杉村常任副委員長は自席にお戻りください。

それでは、第7地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

長森常任委員長。

長森委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案52ページから53ページ、賃貸借105番から106番の貸主は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案54ページから57ページ及び59ページから62ページ、賃貸借107番から109番及び111番から114番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案58ページ、賃貸借110番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案64ページ、所有権139番の、譲渡人は、遠隔地に居住しており耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案65ページから69ページ、所有権140番から143番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案70ページ、所有権144番の譲渡人は、隔地に居住しており耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、荒廃防止を図るものです。

次に、議案71ページから72ページ、所有権145番から146番の、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案74ページから75ページ、使用貸借22番から23番の貸主は、耕作不便な農地を引き続き貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案76ページから77ページ、使用貸借24番から25番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案78ページから79ページ、使用貸借26番から27番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、協議案第1号、令和7年度 最適化活動の目標設定についてを上程いたします。
説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議長
森田係長

農地係長。

それでは、総会議案80ページ、協議案第1号、令和7年度最適化活動の目標の設定について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、総会前に農政委員会を開催し、ご承認をいただきました。

机上配布しております「協議案 第1号別紙「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」と書いてあります資料をご覧ください。

1ページ目は現在の農業委員会の状況になりますので、のちほどご覧いただきたいのですが、1ページ目の下段の耕地面積の※印にありますように、直近の「耕地及び作付け面積統計」から記入するようになっておりますので、昨年同様の19,700haとしております。

資料の2ページ目になりますが、農地の集積状況について、①現状と課題については、管内の農地面積が19,700haに対し、これまでの集積面積が18,986haのため、集積率は96.4%となっています。

次の②目標について、目標年度につきましては、令和5年3月に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の目標年度を記載するようになっておりますので、令和14年度としております。今年度の新規集積面積は例年と同じ30haで、その結果、今年度末の集積率の目標は0.01%増の96.5%、令和14年度末の目標集積率は96.5%となっておりますが、指針の検証・見直しについては、農業委員の改選と同じ3年毎となっておりますので、令和8年度の実績を考慮し検証・見直しを行いたいと思います。

次に「(2)の遊休農地の解消」については、「①現状と課題」におきまして、前年度の農地パトロールの結果から遊休農地が0haとなりました。

「②の目標」ですが、今後新たな遊休農地の発生防止を目標として0haとしております。

3ページの「(3)新規参入の促進」について、「①現状と課題」については、令和6年度の新規参入者は2名で経営面積8haとなっております。また「②の目標」にあります、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」については、過去3年間の農用地利用集積計画による権利移動面積の1割である127haとしています。

次に、「2 最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数」について、1人当たりの活動日数の目標は、農水省が求める月平均8日を計上いたしました。

次に「(2)活動強化月間の設定目標」について、1年に3回、活動強化月間とする必要があるため、7月に遊休農地の解消、11月に新規参入の促進、1月に農地の集積としています。

「(3)新規参入相談会への参加目標」については、農業委員が新規参入相談会への参加を年1回以上定める必要がありますので、本年11月に予定されている「北海道新規就農フェア」への参加を予定していることにしています。

以上につきまして、ご協議いただきますようお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程11、協議案第2号、岩見沢市農業経営基盤強化促進事業実施要領の一部改正についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、総会議案81ページ、協議第2号、岩見沢市農業経営基盤強化促進事業実施要領の一部改正について、ご説明申し上げます。

議長

船戸係長
議長
船戸係長

それでは、今回の一部改正につきまして、改正の趣旨についてご説明いたします。
 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うところ
 議 長 中です。
 改正の内容につきましては、第3実施要領第4号中「農用地利用集積計画」を「農用地利
 用集積等促進計画」に改める。
 なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日からこの要領を施行いたします。
 以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、その他ですが、農地委員会より報告があります。
 森委員長 森農地委員長。
 それでは、令和6年度農地パトロールの結果について説明させていただきます。
 農地パトロール結果集計表をご覧ください。
 まずは、第1地区でございます。
 1筆ごとの詳細につきましては、2ページに記載しております。
 周辺の利用条件に比べ、利用の程度が低い土地、低利用地として昨年同様の9,965㎡
 となっております。
 御茶の水町の農地につきましては、令和5年から事務局が所有者と連絡をとり、財産整
 理に向け協議中とのことでしたので、毎月、現地を確認し所有者に進捗状況について確認
 しているところであります。
 続きまして第2地区でございます。
 1筆ごとの詳細につきましては2ページに記載しております。
 昨年は、低利用地として56,175㎡を計上しておりましたが、近隣農業者への売買に
 より30,120㎡減少し、26,055㎡となっております。
 続きまして、第3地区でございます。
 1筆ごとの詳細につきましては3ページに記載しております。
 昨年は、低利用地として145,022㎡を計上しておりましたが、農地所有適格法人へ
 の売買により28,875㎡減少し、116,147㎡となっております。
 第4地区、第5地区、第6地区、第7地区は、農地パトロールの結果、遊休農地等はなし
 となっております。
 全体といたしまして、今年度の農地パトロールの結果、再生困難荒廃農地は昨年同様で
 0㎡、低利用地が58,995㎡減の152,167㎡となっております。
 以上でございます。
 議 長 只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 森農地委員長は自席にお戻りください。
 その他、何かございませんか。
 （無しの声）
 次に、来月4月の総会ですが、4月28日（月）午後4時00分から、市役所4階委員会
 室で開催いたします。
 来月4月の現況証明願いの現地調査は、4月11日（金）午後1時30分からの実施の
 予定といたします。
 指名委員につきましては、1番渋谷委員、9番川北委員、13番近藤委員、16番松永委
 員、20番井川委員、26番平委員、27番岩瀬委員、33番坂野委員、36番佐々木委員
 となりますので、よろしくお願いいたします。
 なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細

について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。